

平成25年6月5日

株 主 各 位

埼玉県さいたま市中央区上落合二丁目3番1号
株式会社 ゴルフ・ドゥ
代表取締役社長 伊 東 龍 也

第26期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社は第26期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

尚、本総会の付議事項には、その決議に定足数を必要とする議案がございます。当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成25年6月20日（木曜日）午後6時30分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成25年6月21日（金曜日）午前10時
2. 場 所 埼玉県さいたま市中央区新都心三丁目2番
ラフレさいたま 5F 桃 2番
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第26期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第26期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役3名選任の件

第3号議案 当社従業員に対して特に有利な条件によりストックオプションとして新株予約権を発行する件

第4号議案 取締役に対する株式報酬型ストックオプション報酬額及び内容決定の件

以上

~~~~~  
(お願い)

※ 当日、ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を、会場受付までご提出くださいますようお願い申し上げます。

※ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.golfdо.jp/>) に掲載させていただきます。

## (提供書面)

# 事業報告

(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

## I. 企業集団の現況

### 1. 当事業年度の事業の状況

#### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済の情勢は、東日本大震災からの復興需要による支えはあるものの、海外経済の減速等による影響により厳しい状況が続きましたが、平成24年12月に誕生した新政権による経済施策に対する期待感から、年度末にかけ持ち直しの兆しを見せました。もっとも、欧州金融不安の継続や新興国成長鈍化による先行き不透明感などにより依然として景気の先行きは予断を許さない状況が続いております。

ゴルフ業界におきましては、人気ブランドの一部ヒット商品が購買意欲を回復させ、ゴルフ用品全体の売上を牽引したものの、新品クラブ市場では依然として高額商品に対する消費者の節約志向は強く、価格競争が収益を圧迫する厳しい状況が続いております。また、平成25年度の新商品には昨年同様のヒットの気配もなく、より一層ゴルファーの消費行動を鈍らせております。なお、プレー人口はゴルフ場／練習場の利用入場者数の前年同月比が平成25年2月では111.1%/98.8%と昨秋より回復傾向に推移しています（経済産業省「特定サービス産業動態調査」より）。

このような経営環境のもと、当社グループでは引き続き、事業全体の収益性向上を目指し、業務の効率化を図りながら経費削減にも努めてまいりました。また、店舗につきましては、直営事業では、平成24年11月23日「荒川沖店（茨城県）」を1店舗出店いたしました。フランチャイズ事業においては、平成24年11月に「天白平針店（愛知県）」、平成25年1月に「高浜店（愛知県）」、平成25年2月に「豊田土橋店（愛知県）」の3店舗出店と3店舗の移転リニューアル、平成24年12月中旬に1店舗の閉店があり、平成25年3月末日現在の営業店舗数は全国で合計74店舗となっております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は44億23百万円（前期比9.4%増）、経常利益は92百万円（同29.2%減）、当期純利益は24百万円（同76.3%減）となりました。

セグメント別の売上高は次のとおりであります。

直営事業の売上高は25億57百万円（前期比6.3%増）となり、フランチャイズ事業の売上高は3億79百万円（前期比12.0%減）、そして営業販売事業の売上高は14億86百万円（前期比23.1%増）となっております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度は直営店（荒川沖店）出店、既存店舗の内装工事及び設備工事、社内OA機器取得、新規システムの開発などにより総額49百万円の設備投資を実行いたしました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、グループの所要資金として長期借入金3億円を新たに金融機関から調達しております。また、短期借入金枠4億50百万円のうち、2億50百万円を金融機関から調達しております。その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

## 2. 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### (1) 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分            | 第 23 期<br>(平成21年4月～<br>平成22年3月) | 第 24 期<br>(平成22年4月～<br>平成23年3月) | 第 25 期<br>(平成23年4月～<br>平成24年3月) | 第 26 期<br>(当連結会計年度)<br>(平成24年4月～<br>平成25年3月) |
|----------------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|----------------------------------------------|
| 売 上 高 (千円)     | —                               | 3,911,602                       | 4,043,595                       | 4,423,387                                    |
| 経 常 利 益 (千円)   | —                               | △92,538                         | 130,381                         | 92,252                                       |
| 当 期 純 利 益 (千円) | —                               | △146,420                        | 103,708                         | 24,625                                       |
| 1株当たり当期純利益 (円) | —                               | △11,832.89                      | 8,379.14                        | 1,985.32                                     |
| 総 資 産 (千円)     | —                               | 2,159,880                       | 1,970,981                       | 2,127,249                                    |
| 純 資 産 (千円)     | —                               | 375,117                         | 483,763                         | 526,737                                      |
| 1株当たり純資産額 (円)  | —                               | 30,314.98                       | 39,000.64                       | 42,465.15                                    |

(注) 1. 当社では、第24期より連結計算書類を作成しております。

2. 記載金額は千円未満を切り捨て、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は銭未満を四捨五入して表示しております。

3. 記載金額頭部の△は損失を示しております。

### (2) 当社の財産及び損益の状況

| 区 分            | 第 23 期<br>(平成21年4月～<br>平成22年3月) | 第 24 期<br>(平成22年4月～<br>平成23年3月) | 第 25 期<br>(平成23年4月～<br>平成24年3月) | 第 26 期<br>(当事業年度)<br>(平成24年4月～<br>平成25年3月) |
|----------------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|--------------------------------------------|
| 売 上 高 (千円)     | 3,249,091                       | 3,363,300                       | 3,375,291                       | 3,591,797                                  |
| 経 常 利 益 (千円)   | 15,639                          | △49,672                         | 130,832                         | 65,384                                     |
| 当 期 純 利 益 (千円) | 6,735                           | △84,428                         | 123,448                         | 32,025                                     |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 544.34                          | △6,823.03                       | 9,974.02                        | 2,581.83                                   |
| 総 資 産 (千円)     | 1,710,445                       | 2,177,627                       | 2,001,678                       | 2,104,256                                  |
| 純 資 産 (千円)     | 532,423                         | 447,995                         | 572,553                         | 604,578                                    |
| 1株当たり純資産額 (円)  | 43,027.57                       | 36,204.55                       | 46,158.78                       | 48,740.61                                  |

(注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨て、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は銭未満を四捨五入して表示しております。

2. 記載金額頭部の△は損失を示しております。

### 3. 重要な親会社及び子会社の状況

#### (1) 親会社の状況

該当事項はありません。

#### (2) 重要な子会社の状況

| 会 社 名                  | 資 本 金           | 当社の議決権比率       | 主 要 な 事 業 内 容  |
|------------------------|-----------------|----------------|----------------|
| スクエアツウ・ジャパン株式会社        | 千円<br>10,000    | 100%           | ゴルフ用品の小売及び卸売事業 |
| The Golf Exchange Inc. | US\$<br>400,000 | 100%<br>(100%) | ゴルフ用品の小売及び卸売事業 |

(注) 議決権比率欄の( )内は、当社の子会社の占める議決権比率を内数にて表示しております。

#### 4. 対処すべき課題

当社グループの属するゴルフ用品業界は、市場規模が年々縮小し、その結果、競合他社との価格競争も一層激しくなるなど厳しい環境下にあります。そうした環境下で安定成長を続けるために、当社グループが対処すべき課題は以下のとおりであります。

##### ① 直営店の店舗展開

当社グループは、平成18年以降、首都圏ロードサイド大型店に絞り直営店を出店してきました。今後は、出店する地域を広げるとともに立地に応じた店舗形態を開発してまいります。

##### ② フランチャイズチェーン本部の機能強化と加盟店開発の再開

フランチャイズチェーン展開を今後も発展させていくには、本部機能を強化し、本部方針をフランチャイズ加盟店に徹底させると同時にフランチャイズ加盟店側のニーズにきめ細やか、かつ柔軟・迅速に対応していく必要があります。そのためにフランチャイズ加盟店の経営指導を行うスーパーバイザーのレベルアップ、情報システムの強化を引き続き図ってまいります。また、現在店舗のない空白エリアである地域や練習場インショップに対して出店すべく加盟店開発を進めてまいります。

##### ③ 人材の確保と育成

直営店の出店と新規事業開発を図るためには、人材の確保と育成が重要であり、当社グループにおきましては従来の中途採用に加え、今後さらに新卒の定期採用に積極的に取り組んでまいります。また、採用後の教育及び研修制度等による従業員に対する教育の充実と人材の育成に取組み、かつ人事制度の見直しも進めてまいります。

##### ④ コンプライアンス、リスク管理体制の強化

法令を遵守するだけでなく、企業の社会的責任を積極的かつ十分に果たしていくためには、コンプライアンス体制の充実・強化が重要であります。また、当社グループを取り巻く事業環境の変化と事業規模の拡大に伴い、従来には想定していなかった事業リスクの発生の可能性に対しても準備が必要であり、これらのリスクの発生を未然に防ぐためには内部管理体制の強化も重要であります。また、金融商品取引法に規定される内部統制制度に従って、内部統制の整備・充実に図り、社内規程類の見直し、内部監査機能の強化、監査法人・顧問弁護士など社外専門家との連携をより一層密にしており、その連携強化を図っていく方針であります。

## 5. 主要な事業内容（平成25年3月31日現在）

当社グループは、中古ゴルフクラブの売買を中心とするゴルフリユースショップ「ゴルフ・ドウ！」の直営店舗展開及びフランチャイズチェーンの本部運営事業と、BtoB事業としてのゴルフ用品販売を主要事業としております。

## 6. 主要な事業所及び店舗（平成25年3月31日現在）

### (1) 当社

| 名称                | 所在地                     |
|-------------------|-------------------------|
| 本社                | 埼玉県さいたま市中央区上落合二丁目3番1号   |
| ゴルフ・ドウ！草加店        | 埼玉県草加市北谷一丁目27番21号       |
| ゴルフ・ドウ！吹上店        | 埼玉県鴻巣市袋155番1            |
| ゴルフ・ドウ！北浦和店       | 埼玉県さいたま市浦和区領家四丁目1番2号    |
| ゴルフ・ドウ！多摩ニュータウン店  | 東京都八王子市松木33番13          |
| ゴルフ・ドウ！深谷店        | 埼玉県深谷市国济寺町26番6          |
| ゴルフ・ドウ！花小金井店      | 東京都小平市花小金井三丁目18番2号      |
| ゴルフ・ドウ！川越店        | 埼玉県川越市山田1652番1          |
| ゴルフ・ドウ！水戸店        | 茨城県水戸市笠原町1194番8         |
| ゴルフ・ドウ！大宮丸ヶ崎店     | 埼玉県さいたま市見沼区大字丸ヶ崎995番    |
| ゴルフ・ドウ！武蔵村山店      | 東京都武蔵村山市三ツ藤二丁目3番        |
| ゴルフ・ドウ！新大宮バイパス浦和店 | 埼玉県さいたま市桜区町谷一丁目21番1号    |
| ゴルフ・ドウ！GLOBO蘇我店   | 千葉県千葉市中央区川崎町1番34号       |
| ゴルフ・ドウ！柏店         | 千葉県柏市若柴2番1号             |
| ゴルフ・ドウ！横浜町田インター店  | 東京都町田市鶴間782番1号          |
| ゴルフ・ドウ！荒川沖店       | 茨城県稲敷郡阿見町住吉二丁目12番15号    |
| ゴルフ・ドウ！物流センター     | 埼玉県さいたま市北区吉野町二丁目174番14号 |

### (2) 子会社

|    |                                    |
|----|------------------------------------|
| 国内 | スクエアツウ・ジャパン株式会社（埼玉県さいたま市）          |
| 海外 | The Golf Exchange Inc.（米国カリフォルニア州） |

## 7. 企業集団の使用人の状況（平成25年3月31日現在）

| 使用人数 | 前期末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|--------|-------|--------|
| 92名  | 1名増    | 33.1歳 | 4.1年   |

(注) 1. 臨時使用人は含んでおりません。

2. 平均年齢及び平均勤続年数は小数点第2位を切り捨て小数点第1位まで表示しております。

## 8. 主要な借入先の状況（平成25年3月31日現在）

単位：百万円

| 借入先           | 借入額 |
|---------------|-----|
| 株式会社埼玉りそな銀行   | 677 |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 124 |
| 株式会社足利銀行      | 18  |
| 株式会社武蔵野銀行     | 50  |
| 株式会社八十二銀行     | 48  |
| 株式会社群馬銀行      | 37  |

## 9. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## II. 会社の現況

### 1. 株式の状況 (平成25年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 44,000株
- (2) 発行済株式総数 13,113株
- (3) 株主数 984名
- (4) 大株主 (上位10名)

| 株 主 名             | 持 株 数<br>(株) | 持株比率<br>(%) |
|-------------------|--------------|-------------|
| 松 田 芳 久           | 5,732        | 46.21       |
| 中 村 義 和           | 600          | 4.83        |
| ラ オ ッ ク ス 株 式 会 社 | 400          | 3.22        |
| 佐 藤 弘 子           | 398          | 3.20        |
| 伊 東 龍 也           | 185          | 1.49        |
| 佐 藤 智 之           | 176          | 1.41        |
| 渡 邊 和 彦           | 172          | 1.38        |
| 株 式 会 社 丸 三       | 163          | 1.31        |
| フ ォ ー ク 株 式 会 社   | 132          | 1.06        |
| 今 井 み き           | 130          | 1.04        |

- (注) 1. 当社は自己株式を709株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### 2. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度末日における当社役員が有する新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。

### 3. 会社役員 の 状況

#### (1) 取締役及び監査役の状況（平成25年3月31日現在）

| 役 名       | 氏 名     | 担当または重要な兼職の状況                                         |
|-----------|---------|-------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 伊 東 龍 也 | スクエアツウ・ジヤパン株式会社 代表取締役社長<br>The Golf Exchange Inc. 取締役 |
| 取締役会長     | 松 田 芳 久 | 株式会社ボックスグループ 代表取締役<br>スクエアツウ・ジヤパン株式会社 取締役             |
| 取 締 役     | 大 井 康 生 | 経営管理本部長<br>スクエアツウ・ジヤパン株式会社 取締役                        |
| 常 勤 監 査 役 | 小 澤 幸 乃 |                                                       |
| 監 査 役     | 志 村 孝 典 |                                                       |
| 監 査 役     | 安 野 憲 起 | 司法書士                                                  |

- (注) 1. 監査役 志村孝典氏及び監査役 安野憲起氏は、社外監査役であります。  
2. 監査役 安野憲起氏は、名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

#### (2) 社外役員に関する事項

##### ① 社外取締役にに関する事項

該当事項はありません。

##### ② 社外監査役にに関する事項

###### ア. 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査役が期待される役割を充分発揮できるよう、社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより志村孝典氏及び安野憲起氏との間で責任限定契約を締結しております。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- a. 社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- b. 上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

#### イ. 事業年度中の取締役会及び監査役会への出席状況

| 区 分     | 取締役会（16回開催） |     | 監査役会（13回開催） |     |
|---------|-------------|-----|-------------|-----|
|         | 出席回数        | 出席率 | 出席回数        | 出席率 |
| 監査役志村孝典 | 13回         | 81% | 12回         | 92% |
| 監査役安野憲起 | 13回         | 81% | 10回         | 77% |

(注) 上記の取締役会の開催数のほか、会社法第370条及び当社定款第23条の規定に基づき、取締役会決議があったとみなす書面決議が1回ありました。

#### ウ. 取締役会及び監査役会での発言状況

監査役志村孝典氏は、企業会計監査に関する豊富な経験より、また、監査役安野憲起氏は、企業法務に関する豊富な経験と専門的見地より、経営陣から独立した視点で経営の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。

#### (3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分 | 支給人員 | 支給額      | 摘 要                 |
|-----|------|----------|---------------------|
| 取締役 | 3名   | 34,800千円 |                     |
| 監査役 | 3名   | 8,400千円  | (うち社外監査役2名 1,200千円) |
| 合 計 | 6名   | 43,200千円 |                     |

### 4. 会計監査人の状況

(1) 名 称 有限責任監査法人トーマツ

#### (2) 報酬等の額

|                                       | 支 払 額    |
|---------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額                | 16,500千円 |
| 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 16,500千円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

#### (3) 解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任致します。この場合、監査役会が選定した監査役が解任した旨と解任の理由を報告します。

なお、当社は、会計監査人の継続監査年数等を勘案しまして、再任もしくは不再任の決定を行います。

## 5. 業務の適正を確保するための体制

### 内部統制システム構築の基本方針

(平成25年5月13日改訂)

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法第362条第4項第6号）（会社法施行規則第100条第1項第4号）
  - ① 取締役及び使用人が、公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼されるコンプライアンス体制を維持し確立できるように会社理念、行動規範及び会社方針を定め、遵守する。
  - ② 法令及び定款の遵守体制を確実にするために、グループ各社にリスク管理委員会を置き、取締役及び使用人のコンプライアンス意識の定着と運用の徹底を図るため、社内研修等必要な活動を推進する。
  - ③ 使用人は、法令及び就業規則のほか諸規程に基づき、法令遵守・企業倫理に則った行動のもと業務の執行に当たり、各部門は職制を通じて業務執行の徹底と監督を行うものとする。
  - ④ 当社経営企画室にCSRチームを置き、グループ各社のコンプライアンス体制の整備・維持を図るものとする。また、内部監査部門として、「内部監査規程」ならびに「個人情報保護規程」に基づき各部門の業務監査・制度ならびに実態の監査を実施し、不正の発見、防止及び改善を図るとともに、その結果を定期的に取締役会に報告する。
  - ⑤ 違法行為等によるコンプライアンス・リスクの最小化を図るために、内部通報制度等の整備・構築として「ヘルプラインに関する規程」を設ける。
  - ⑥ 取締役会は、「取締役会規程」等の付議事項に関する関係規程を整備し、当該関係規程に基づき、当社の業務執行を決定する。
  - ⑦ 取締役会が取締役の職務執行を監督するため、取締役は担当業務の執行状況を毎月取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。
  - ⑧ 当社は、監査役会設置会社である。各監査役は監査役会が定めた「監査役会規程」及び「監査役監査基準」等に基づき、法令及び定款の遵守体制に問題があると認められた場合は、改善策を講ずることを取締役会に求める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（会社法施行規則第100条第1項第1号）

- ① 取締役の職務執行に関する情報を文書または電磁的媒体に記録し、「文書管理規程」に従い、適切に保存及び管理する。
- ② 当社経営企画室CSRチームは、取締役の職務の執行に関する情報の保存及び管理について監査を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第100条第1項第2号）

- ① 取締役会は、事業継続性確保のためリスク管理体制を適宜見直し、問題点の把握と改善に努める。
- ② 全社的リスク管理の主管部門である当社経営管理本部は、グループ各社ならびに各部門のリスク管理体制の整備を支援するとともに、全社的なリスクの把握及び取組み状況を点検し、グループ全体のリスク管理に関わる規則・規程・マニュアル等の策定にあたり、リスク管理の状況を点検し、改善を推進する。
- ③ 事業活動に伴う各種のリスクに対しては、それぞれのリスク管理を主管する部門が対応する。事業に重大な影響を及ぼす故障、情報漏洩、信用失墜、災害等の危機に対しては、緊急時の対策等に関連する規程・マニュアル等に定めるものとし、リスクが発生した場合には、これに基づき対応する。
- ④ 当社経営企画室CSRチームは、リスク管理体制について内部監査を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第3号）

- ① 取締役会は、取締役会規程に従い、毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催して、法令または定款で定められた事項及び経営方針その他経営に関する重要事項を決定する。
- ② 取締役会の決議により、業務執行を担当する担当役員を選任する。担当役員は、取締役会で決定した会社の方針及び代表取締役の指示の下に、業務を執行する。
- ③ 業務の執行については、必要な職務の範囲と責任を「組織規程」「業務分掌規程」に定め、決裁の権限を「取締役会規程」及び「決裁権限明細表」に定める。

**(5) 財務報告に係る適正性を確保するための体制**

財務報告の適正性を確保するための体制、その他法令等に定める情報開示について適切な開示が行われるための体制を整備する。

**(6) 当社ならびに子会社から成る企業集団（グループ各社）における業務の適正を確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第5号）**

- ① 当社はグループ各社の運営面で、全てのステークホルダーに対し、説明責任を負う。
- ② グループ各社における管理部署を定め、グループ各社の管理規程に基づき管理を行う。
- ③ グループ各社のリスク管理委員会は、リスク管理体制を構築し、運用する。
- ④ 当社経営企画室CSRチームは、グループ内取引の公正性を保持するため、必要に応じて監査を行う。

**(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第1号）**

現在、各監査役（会）の職務を補助すべき使用人は配置していないが、監査役（会）から要請ある場合は監査役（会）の職務を補助する使用人の任命を取締役に対して求めることができる。

**(8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第2号）**

前号の要請ある場合は監査職務を補助する使用人の独立性を確保するため、当該使用人の人事に係る事項の決定には事前に監査役（会）の同意を得ることとする。

**(9) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制（会社法施行規則第100条第3項第3号）**

- ① 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて業務及び内部統制の状況等の報告を行い、当社経営企画室CSRチームは、実施した監査の結果等を報告する。
- ② 取締役及び使用人は、法令、定款に違反する恐れのある場合、あるいは会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合は、当該事項に関する事項を速やかに監査役（会）に報告する。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第4号）

- ① 各社監査役（会）は、代表取締役、会計監査人とそれぞれ適宜会合をもち、意見交換を行う。
- ② 各社監査役（会）は、当社経営企画室CSRチームと十分な連携を図ることで、監査が実効的に行われることを確保する。
- ③ 各社監査役（会）は、必要に応じて重要な会議へ出席し、必要があると認めるときに適法性等の観点から意見を述べること、及び重要情報を入力できることを保証する。

(11) 反社会的勢力排除に向けた体制整備に関する内容

- ① グループ各社は、反社会的勢力とは一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求に対しては、毅然とした態度で臨むものとし、断固たる姿勢で反社会的勢力との関係遮断に取り組む。
- ② グループ各社の従業員心得ハンドブックの行動指針の中に「反社会的勢力とは一切の関係を遮断する」ことを明記し、社会の秩序や市民の安全に脅威を与えるような勢力との関係は理由の如何を問わずこれを排除する。
- ③ 日常における取引の中に、反社会的勢力の関係者または関連団体がもぐりこむことのないよう、取引先について信頼すべき調査機関によりこれを十分調査する。
- ④ 反社会的勢力に関する情報収集を怠らず、警察当局、顧問弁護士等、外部専門機関との緊密な連携を図る。また、こうした勢力と対峙した場合についての教育・啓蒙を継続的に行う。

## 6. 会社の支配に関する基本方針

特に定めておりません。

# 連結貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部            |                  | 負 債 の 部                |                  |
|--------------------|------------------|------------------------|------------------|
| 科 目                | 金 額              | 科 目                    | 金 額              |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>1,493,026</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>931,481</b>   |
| 現金及び預金             | 253,818          | 買掛金                    | 283,766          |
| 売掛金                | 213,567          | 短期借入金                  | 261,419          |
| 商 品                | 947,867          | 1年以内返済予定の長期借入金         | 219,066          |
| 繰延税金資産             | 38,562           | 未払法人税等                 | 14,874           |
| 前払費用               | 29,858           | 賞与引当金                  | 20,179           |
| その他                | 11,133           | ポイント引当金                | 21,402           |
| 貸倒引当金              | △1,781           | その他                    | 110,772          |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>634,223</b>   | <b>固 定 負 債</b>         | <b>669,031</b>   |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>205,204</b>   | 長期借入金                  | 487,092          |
| 建物及び構築物            | 164,550          | 退職給付引当金                | 103,267          |
| 車両運搬具              | 134              | 資産除去債務                 | 28,341           |
| 工具器具備品             | 40,519           | 繰延税金負債                 | 6,029            |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>74,861</b>    | その他                    | 44,300           |
| のれん                | 39,322           | <b>負 債 合 計</b>         | <b>1,600,512</b> |
| ソフトウェア             | 34,615           | 純 資 産 の 部              |                  |
| その他                | 923              | <b>株 主 資 本</b>         | <b>515,447</b>   |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>354,157</b>   | 資 本 金                  | 501,320          |
| 投資有価証券             | 14,481           | 資 本 剰 余 金              | 178,372          |
| 長期前払費用             | 43,347           | 利 益 剰 余 金              | △140,620         |
| 敷金・保証金             | 154,035          | 自 己 株 式                | △23,625          |
| 建設協力金              | 140,983          | その他の包括利益累計額            | 11,290           |
| 繰延税金資産             | 1,309            | その他有価証券評価差額金           | △2,523           |
| 破産更生債権等            | 2,167            | 為替換算調整勘定               | 13,813           |
| 貸倒引当金              | △2,167           | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>526,737</b>   |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>2,127,249</b> | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>2,127,249</b> |

(記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。)

# 連結損益計算書

(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

(単位：千円)

| 科 目                         | 金      | 額         |
|-----------------------------|--------|-----------|
| 売 上 高                       |        | 4,423,387 |
| 売 上 原 価                     |        | 2,959,025 |
| 売 上 総 利 益                   |        | 1,464,361 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費         |        | 1,375,193 |
| 営 業 利 益                     |        | 89,167    |
| 営 業 外 収 益                   |        |           |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金           | 3,486  |           |
| 受 取 手 数 料                   | 2,815  |           |
| 為 替 差 益                     | 9,709  |           |
| 雑 収 入                       | 1,354  | 17,366    |
| 営 業 外 費 用                   |        |           |
| 支 払 利 息                     | 13,275 |           |
| 雑 損 失                       | 1,007  | 14,282    |
| 経 常 利 益                     |        | 92,252    |
| 特 別 損 失                     |        |           |
| 事 務 所 移 転 費 用               | 2,921  | 2,921     |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益       |        | 89,330    |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税     | 48,440 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額               | 16,264 | 64,704    |
| 少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益 |        | 24,625    |
| 少 数 株 主 利 益                 |        | —         |
| 当 期 純 利 益                   |        | 24,625    |

(記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。)

## 連結株主資本等変動計算書

(自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)

(単位：千円)

|                               | 株 主 資 本 |           |           |         |             |
|-------------------------------|---------|-----------|-----------|---------|-------------|
|                               | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 平成24年 4 月 1 日 残高              | 501,320 | 178,372   | △165,246  | △23,625 | 490,821     |
| 連結会計年度中の変動額                   |         |           |           |         |             |
| 当 期 純 利 益                     |         |           | 24,625    |         | 24,625      |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) |         |           |           |         |             |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | －       | －         | 24,625    | －       | 24,625      |
| 平成25年 3 月 31 日 残高             | 501,320 | 178,372   | △140,620  | △23,625 | 515,447     |

|                               | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |              |                                 | 純資産合計   |
|-------------------------------|-----------------------|--------------|---------------------------------|---------|
|                               | その他有価証<br>券評価差額金      | 為替換算<br>調整勘定 | そ の 他 の<br>包 括 利 益<br>累 計 額 合 計 |         |
| 平成24年 4 月 1 日 残高              | △829                  | △6,228       | △7,057                          | 483,763 |
| 連結会計年度中の変動額                   |                       |              |                                 |         |
| 当 期 純 利 益                     |                       |              |                                 | 24,625  |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) | △1,693                | 20,041       | 18,347                          | 18,347  |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | △1,693                | 20,041       | 18,347                          | 42,973  |
| 平成25年 3 月 31 日 残高             | △2,523                | 13,813       | 11,290                          | 526,737 |

(記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。)

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 2社
- ・連結子会社の名称 スクエアツウ・ジャパン株式会社  
The Golf Exchange Inc.

#### (2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### (3) 会計処理基準に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ・時価のあるもの 連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
- ・時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。

##### ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

- ・ゴルフクラブ（中古）……個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。
- ・ゴルフクラブ（中古）以外……総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

##### ② 固定資産の減価償却の方法

##### イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社におきましては建物（建物附属設備を除く）については定額法を、その他の有形固定資産については定率法を採用しております。在外子会社はすべて定額法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

|         |       |
|---------|-------|
| 建物及び構築物 | 3～30年 |
| 車両運搬具   | 4～5年  |
| 工具器具備品  | 2～15年 |

- ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）
    - ・ ソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
    - ・ のれん 5年間にわたる均等償却をしております。
  - ハ. 長期前払費用 均等償却をしております。
- ③ 引当金の計上基準
- イ. 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上する方法を採用しております。
  - ロ. 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末において従業員が自己都合により退職した場合の要支給額を計上しております。
  - ハ. 賞与引当金 従業員の賞与の支給に資するため、支給見込額に基づき対象期間分を計上しております。
  - ニ. ポイント引当金 ポイント等使用による将来の費用負担に備えるため、直営店が発行しているポイント等の連結会計年度末残数に対し、過去の利用実績比率に基づき将来使用されると予想される金額を引当計上しております。
- ④ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項
- イ. 消費税等の会計処理 税抜方式を採用しております。
  - ロ. 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。

## 2. 会計方針の変更等

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

これによる当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

## 3. 表示方法の変更

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、流動負債に区分掲記しておりました「未払金」、「未払費用」及び「未払消費税等」は、金額の重要性が乏しいため、当連結会計年度から流動負債の「その他」に含めて表示しております。なお、当連結会計年度の「その他」に含まれている「未払金」は51,063千円、「未払費用」は50,953千円及び「未払消費税等」は484千円であります。

## 4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

358,950千円

## 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 13,113株       | 一株           | 一株           | 13,113株      |

### (2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 709株          | 一株           | 一株           | 709株         |

### (3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

#### ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

売上債権である売掛金は、営業販売先の信用リスクに晒されております。

仕入債務である買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払い期日であります。

敷金及び保証金と建設協力金は、その償還日が最長で決算日後15年であります。

借入金は、設備投資資金及び運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後6年であります。

預り保証金は、契約更新ごとに延長されますが決算日における最長償還日は、決算日後5年であります。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### イ. 信用リスクの管理

売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

##### ロ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。なお、デリバティブ取引は実施しておりません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|              | 連結貸借対照表計上額 | 時 価 ( 注 ) | 差 額 ( 注 ) |
|--------------|------------|-----------|-----------|
| ① 現金及び預金     | 253,818千円  | 253,818千円 | －千円       |
| ② 売 掛 金      | 213,567    | 213,567   | －         |
| 貸倒引当金※1      | △1,781     | △1,781    | －         |
| 差 引          | 211,785    | 211,785   | －         |
| ③ 投資有価証券     | 14,481     | 14,481    | －         |
| ④ 破産更生債権等    | 2,167      | 2,167     | －         |
| 貸倒引当金        | △2,167     | △2,167    | －         |
| 差 引          | 0          | 0         | －         |
| ⑤ 敷金・保証金     | 154,035    | 135,108   | △18,926   |
| ⑥ 建設協力金      | 140,983    | 151,414   | 10,431    |
| ⑦ 買 掛 金※2    | △283,766   | △283,766  | －         |
| ⑧ 短期借入金※2    | △261,419   | △261,419  | －         |
| ⑨ 長期借入金※2、※3 | △706,158   | △708,626  | △2,468    |

※1 売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

※2 負債に計上されているものについては、△で示しております

※3 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

①現金及び預金

現金及び預金の時価については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

②売掛金

売掛金については、貸倒実績率により回収不能見込額を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から回収不能見込額を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

### ③投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式は取引所の価格によっております。

### ④破産更生債権等

破産更生債権等については、個別に回収不能見込額を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から回収不能見込額を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

### ⑤敷金・保証金

敷金・保証金の時価については、固定資産（建物）の耐用年数をもとに国債の流通利回りを使用して算定する方法によっております。

### ⑥建設協力金

建設協力金の時価については、契約年数の未経過年数を基に国債の流通利回りを使用して算定する方法によっております。

### ⑦買掛金及び⑧短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

### ⑨長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

## (注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

その他有価証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「③投資有価証券」に含めておりません。

## 7. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

## 8. 開示対象特別目的会社に関する注記

該当事項はありません。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

|                  |            |
|------------------|------------|
| (1) 1株当たり純資産額    | 42,465円15銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益金額 | 1,985円32銭  |

## 10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部              |                  | 負 債 の 部                |                  |
|----------------------|------------------|------------------------|------------------|
| 科 目                  | 金 額              | 科 目                    | 金 額              |
| <b>流 動 資 産</b>       | <b>1,270,877</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>837,150</b>   |
| 現金及び預金               | 178,175          | 買掛金                    | 211,080          |
| 売掛金                  | 279,341          | 短期借入金                  | 250,000          |
| 未収入金                 | 4,176            | 1年以内返済予定の長期借入金         | 219,066          |
| 商品                   | 729,072          | 未払金                    | 47,973           |
| 貯蔵品                  | 232              | 未払費用                   | 50,016           |
| 前払費用                 | 28,384           | 未払法人税等                 | 12,960           |
| 繰延税金資産               | 31,649           | 賞与引当金                  | 16,929           |
| 短期貸付金                | 12,574           | ポイント引当金                | 21,402           |
| その他                  | 7,845            | その他                    | 7,720            |
| 貸倒引当金                | △574             | <b>固 定 負 債</b>         | <b>662,527</b>   |
| <b>固 定 資 産</b>       | <b>833,378</b>   | 長期借入金                  | 487,092          |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>   | <b>202,391</b>   | 退職給付引当金                | 96,763           |
| 建物                   | 155,777          | 預り保証金                  | 44,300           |
| 構築物                  | 8,140            | 資産除去債務                 | 28,341           |
| 車両運搬具                | 134              | 繰延税金負債                 | 6,029            |
| 工具器具備品               | 38,339           | <b>負 債 合 計</b>         | <b>1,499,677</b> |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>   | <b>35,539</b>    | <b>純 資 産 の 部</b>       |                  |
| 電話加入権                | 923              | <b>株 主 資 本</b>         | <b>604,578</b>   |
| ソフトウェア               | 34,615           | 資本金                    | 501,320          |
| <b>投 資 其 他 の 資 産</b> | <b>595,447</b>   | 資本剰余金                  | 178,372          |
| 長期貸付金                | 43,000           | 資本準備金                  | 178,372          |
| 投資有価証券               | 0                | 利益剰余金                  | △51,489          |
| 関係会社株式               | 214,856          | その他利益剰余金               | △51,489          |
| 長期前払費用               | 43,347           | <b>自 己 株 式</b>         | <b>△23,625</b>   |
| 敷金及び保証金              | 153,259          | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>604,578</b>   |
| 建設協力金                | 140,983          | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>2,104,256</b> |
| <b>資 産 合 計</b>       | <b>2,104,256</b> |                        |                  |

(記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。)

# 損 益 計 算 書

(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額    |           |
|-----------------------|--------|-----------|
| 売 上 高                 |        | 3,591,797 |
| 売 上 原 価               |        | 2,326,360 |
| 売 上 総 利 益             |        | 1,265,437 |
| 販売費及び一般管理費            |        | 1,240,391 |
| 営 業 利 益               |        | 25,045    |
| 営 業 外 収 益             |        |           |
| 受 取 利 息               | 4,255  |           |
| 受 取 手 数 料             | 39,326 |           |
| 為 替 差 益               | 9,403  |           |
| 雑 収 入                 | 894    | 53,880    |
| 営 業 外 費 用             |        |           |
| 支 払 利 息               | 12,590 |           |
| 雑 損 失                 | 950    | 13,541    |
| 経 常 利 益               |        | 65,384    |
| 特 別 利 益               |        |           |
| 連結納税未払金債務免除益          | 6,853  | 6,853     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |        | 72,237    |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 24,855 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額         | 15,356 | 40,212    |
| 当 期 純 利 益             |        | 32,025    |

(記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。)

# 株主資本等変動計算書

(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

(単位：千円)

|              | 株 主 資 本 |         |                     |         |            |           |
|--------------|---------|---------|---------------------|---------|------------|-----------|
|              | 資本金     | 資本剰余金   | 利益剰余金               | 自己株式    | 株主資本計<br>合 | 純資産計<br>合 |
|              |         | 資本準備金   | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 |         |            |           |
| 平成24年4月1日残高  | 501,320 | 178,372 | △83,514             | △23,625 | 572,553    | 572,553   |
| 事業年度中の変動額    |         |         |                     |         |            |           |
| 当期純利益        |         |         | 32,025              |         | 32,025     | 32,025    |
| 事業年度中の変動額合計  | —       | —       | 32,025              | —       | 32,025     | 32,025    |
| 平成25年3月31日残高 | 501,320 | 178,372 | △51,489             | △23,625 | 604,578    | 604,578   |

(記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。)

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①関係会社株式 …………… 移動平均法による原価法を採用しております。

#### ②その他有価証券

時価のないもの …… 移動平均法による原価法を採用しております。

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品 ① ゴルフクラブ（中古） …… 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

② ゴルフクラブ（中古）以外… 総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産 …………… 建物（建物附属設備を除く）については定額法を、その他の有形固定資産については定率法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～30年

構築物 10～20年

車両運搬具 4～5年

工具器具備品 2～15年

②無形固定資産 …………… ソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③長期前払費用 …………… 均等償却しております。

#### (4) 引当金の計上基準

①貸倒引当金 …………… 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上する方法を採用しております。

②退職給付引当金 …… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末において従業員が自己都合により退職した場合の要支給額を計上しております。

③賞与引当金 …………… 従業員の賞与の支給に資するため、支給見込額に基づき対象期間分を計上しております。

④ポイント引当金 …… ポイント等使用による将来の費用負担に備えるため、直営店等が発行しているポイント等の事業年度末残数に対し、過去の利用実績比率に基づき将来使用されると予想される金額を引当計上しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

①消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

②連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

## 2. 会計方針の変更等

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

これによる当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

## 3. 貸借対照表に関する注記

|                      |           |
|----------------------|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額   | 346,974千円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権及び債務 |           |
| 売掛金                  | 184,091千円 |
| 未収入金                 | 3,713千円   |
| 短期貸付金                | 12,000千円  |
| 長期貸付金                | 43,000千円  |
| 買掛金                  | 66,197千円  |

## 4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 営業取引による取引高      |           |
| 売上高             | 645,860千円 |
| 仕入高             | 908,124千円 |
| 営業取引以外の取引による取引高 | 44,702千円  |

## 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

|                     |         |
|---------------------|---------|
| 当該事業年度の末日における発行済株式数 | 13,113株 |
| 当該事業年度の末日における自己株式数  | 709株    |

## 6. 税効果会計関係

### (1) 繰延税金資産の発生的主要原因別内訳

(単位：千円)

|              |    |                 |
|--------------|----|-----------------|
| 繰延税金資産（流動）   |    |                 |
| ポイント引当金      |    | 8,079           |
| 賞与引当金        |    | 6,391           |
| 未払事業税        |    | 1,428           |
| 繰越欠損金        |    | 10,846          |
| その他          |    | 4,903           |
| 繰延税金資産       | 合計 | <u>31,649</u>   |
| <br>         |    |                 |
| 繰延税金資産（固定）   |    |                 |
| 減価償却費        |    | 177             |
| 貸倒引当金        |    | 757             |
| 資産除去債務       |    | 10,027          |
| 退職給付引当金      |    | 34,235          |
| 繰越欠損金        |    | 60,391          |
| その他          |    | 843             |
| 繰延税金資産       | 小計 | <u>106,432</u>  |
| 評価性引当額       |    | <u>△106,432</u> |
| 繰延税金資産       | 合計 | <u>—</u>        |
| <br>         |    |                 |
| 繰延税金負債       |    |                 |
| 固定資産（資産除去債務） |    | 6,029           |
| 繰延税金負債       | 合計 | <u>6,029</u>    |

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社

(単位：千円)

| 種類  | 会社等の名称                 | 議決権等所有<br>(被所有)割合  | 関連当事者<br>との関係           | 取引の内容 | 取引金額    | 科目    | 期末残高    |
|-----|------------------------|--------------------|-------------------------|-------|---------|-------|---------|
| 子会社 | スクエアツウ・ジャパン株式会社        | 所 有<br>直 接<br>100% | 役員の兼務<br>商品の販売<br>資金の貸付 | 売上高   | 645,860 | 売掛金   | 184,091 |
|     |                        |                    |                         |       |         | 短期貸付金 | 12,000  |
|     |                        |                    |                         |       |         | 長期貸付金 | 43,000  |
|     |                        |                    |                         | 利息の受取 | 1,230   |       |         |
|     |                        |                    | 業務の受託                   | 受取手数料 | 36,617  | 未収入金  | 3,145   |
| 子会社 | The Golf Exchange Inc. | 所 有<br>間 接<br>100% | 役員の兼務<br>商品の仕入          | 仕入高   | 898,658 | 買掛金   | 62,898  |

(注) 1. 取引金額に関しては、消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(注) 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 貸付金の金利は、市場金利を勘案し合理的に決定しております。
- (2) 受取手数料は、諸条件を勘案して交渉の上決定しております。
- (3) 販売価格及び仕入価格については、市場価格を参考にして決定しております。

## 8. 1株当たりの情報に関する注記

|              |            |
|--------------|------------|
| 1株当たり純資産額    | 48,740円61銭 |
| 1株当たり当期純利益金額 | 2,581円83銭  |

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成25年5月10日

株式会社 ゴルフ・ドゥ

取締役会 御中

### 有限責任監査法人 トーマツ

|                    |       |   |   |     |     |
|--------------------|-------|---|---|-----|-----|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 松 | 本 | 保   | 範 ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 瀬 | 戸 | 卓 ㊞ |     |

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ゴルフ・ドゥの平成24年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

以上

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ゴルフ・ドゥ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成25年5月10日

株式会社 ゴルフ・ドゥ

取締役会 御中

### 有限責任監査法人 トーマツ

|                    |       |           |
|--------------------|-------|-----------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 松 本 保 範 ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 瀬 戸 卓 ㊞   |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ゴルフ・ドゥの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第26期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年5月22日

株式会社ゴルフ・ドゥ 監査役会

常勤監査役 小 澤 幸 乃 ㊟

社外監査役 志 村 孝 典 ㊟

社外監査役 安 野 憲 起 ㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

平成19年11月27日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、平成25年10月1日を効力発生日として、1単元の株式の数を100株とする単元株制度を採用し、それにあわせて1株を100株に分割する株式分割を実施いたします。これらに伴い、会社法の規定に基づき、現行定款第6条（発行可能株式総数）の変更、第7条（単元株式数）の新設及び附則の新設を行うものであります。（本件株式の分割の実施及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変動はございません。）

また、単元株制度の採用に伴い、議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、第8条（単元未満株式についての権利）を新設し、条数の繰り下げを行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりでございます。

（下線は変更部分を示します。）

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                   | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第5条 （条文省略）</p>                                                                                                                          | <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第5条 （現行どおり）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>（発行可能株式総数）</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>44,000</u>株とする。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> | <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>（発行可能株式総数）</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>4,400,000</u>株とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>（単元株式数）</u></p> <p>第7条 <u>単元株式数は100株とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（単元未満株式についての権利）</u></p> <p>第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>① <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>② <u>取得請求権付株式の取得を請求する権利</u></p> |

| 現 行 定 款                  | 変 更 案                                                                                                                                                                           |
|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第7条～第37条 (条文省略)<br>(新 設) | <p>③ 株主の有する株式数に応じて募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>第9条～第39条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第6条の変更ならびに第7条及び第8条の新設ならびにこれに伴う条数の繰下げの効力発生日は、平成25年10月1日とする。なお、本条は平成25年10月1日の経過後、これを削除する。</p> |

## 第2号議案 取締役3名選任の件

### 提案の理由

当社取締役全員（3名）は本総会終結の時をもちまして任期満了となります。あらためて取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏 名<br>(生年月日)            | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                              | 所有する<br>当社の株数 |
|-------|--------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 1     | 伊 東 龍 也<br>(昭和31年7月20日生) | <p>平成7年12月 株式会社ボックスグループ 取締役就任</p> <p>平成12年4月 株式会社ゴルフ・ドット 専務取締役就任</p> <p>平成15年11月 株式会社ゴルフ・ドット九州取締役就任</p> <p>平成17年4月 株式会社ゴルフ・ドット<br/>代表取締役社長就任 (現任)</p> <p>平成22年5月 スクエアウ・ジャパン株式会社<br/>代表取締役就任 (現任)</p> <p>平成22年12月 The Golf Exchange Inc.<br/>取締役就任 (現任)</p> | 185株          |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)           | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                              | 所有する株式の株数 |
|-------|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 2     | 松田 芳久<br>(昭和33年8月21日生) | 昭和61年11月 有限会社ボックスグループ<br>代表取締役就任<br>昭和62年9月 有限会社プラスワン設立、<br>代表取締役就任<br>平成元年2月 有限会社ボックスグループを株式会社へ<br>改組 代表取締役就任(現任)<br>平成8年9月 スタアダイレクト株式会社取締役就任<br>平成12年4月 有限会社プラスワンを株式会社ゴルフ・ド<br>ゥへ改組 代表取締役就任<br>平成17年4月 株式会社ゴルフ・ドゥ<br>取締役会長就任(現任)<br>平成22年5月 スクエアツウ・ジヤパン株式会社<br>取締役就任(現任) | 5,732株    |
| 3     | 大井 康生<br>(昭和26年2月25日生) | 平成13年4月 アールビィ・ハン株式会社入社<br>平成14年5月 株式会社ゴルフ・ドゥ入社<br>平成17年4月 株式会社ゴルフ・ドゥ<br>経営管理本部長就任(現任)<br>平成17年6月 株式会社ゴルフ・ドゥ<br>取締役就任(現任)<br>平成22年5月 スクエアツウ・ジヤパン株式会社<br>取締役就任(現任)                                                                                                           | 10株       |

(注) 候補者と当社との特別の利害関係について

1. 当社は、候補者松田芳久が代表取締役を務める株式会社ボックスグループとの間に物品購入に関する取引基本契約等を締結しておりますが、その取引高は僅少であります。
2. その他の候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

### 第3号議案 当社従業員に対して特に有利な条件によりストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社の従業員に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

#### 1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の従業員の業績向上に対する意欲や士気を高め、企業価値の増大を図ることを目的とし、当社の従業員に対し、金銭の払込みを要することなく新株予約権を割り当てるものであります。

#### 2. 新株予約権割当の対象者

当社従業員

#### 3. 本総会の決定に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限等

##### (1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式400株を上限とします。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができるものとします。

##### (2) 新株予約権の総数

400個を上限とします。新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1株とします。ただし、上記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとします。

##### (3) 新株予約権と引き換えに払込む金額

新株予約権と引き換えに金銭を払い込むことを要しないものとします。

#### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とします。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）における名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

ただし、新株予約権の割当日後、その金額が新株予約権を割り当てる日の名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値。）を下回る場合は、当該終値とします。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

さらに、新株予約権の割当日後、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

平成28年7月1日から平成33年6月30日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じた時は、その端数を切り上げるものとします。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とします。

(7) 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の関係社の従業員であることを要します。ただし、従業員が定年により退職した場合にはこの限りではありません。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。

②新株予約権の相続はこれを認めないものとします。

③その他権利行使の条件は、本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところに依るものとします。

(8) 新株予約権の取得事由及び条件

①当社は、新株予約権者が上記(7)による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができるものとします。

②当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができるものとします。

(9) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。

(10) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。

①合併（当社が消滅する場合に限る）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

②吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を継承する株式会社

③新設分割

新設分割により設立する株式会社

④株式交換

株式交換をする株式会社の発行済み株式の全部を取得する株式会社

⑤株式移転

株式移転により設立する株式会社

(11) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとします。

(12) 新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される募集新株予約権発行の取締役会で、その他の募集事項と併せて定めるものとします。

#### 第4号議案 取締役に対する株式報酬型ストックオプション報酬額及び内容決定の件

当社取締役の報酬額は、平成12年6月5日開催の臨時株主総会において年額1億6,000万円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）とする旨ご承認いただき、また、当該報酬額とは別枠で平成20年6月27日開催の第21期定時株主総会において、年額2,700万円（うち社外取締役70万円）の範囲内で新株予約権を付与することをご承認いただき、今日に至っておりますが、これらの取締役の報酬額とは別枠で、当社取締役（社外取締役を除く。以下同じ）に対する報酬等として年額2,000万円の範囲内で株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を割り当てることにつきご承認をお願いするものであります。

具体的には、新株予約権の割当てを受けた取締役に対し払込金額と同額の報酬を付与し、当該報酬請求権と当該新株予約権の払込金額とを相殺することにより、新株予約権を取得させるものであります。

ストックオプションとしての報酬等の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

当該ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的内容は、当社における取締役の業務執行の状況・貢献度等を基準としております。

当社は、上記事情に鑑み、当該ストックオプションとしての新株予約権の具体的内容は相当なものであると考えております。

なお、現在の当社取締役は3名であり、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、当社取締役は同数の3名となります。

##### 1. 取締役に対する株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を割り当てる理由

当社は、取締役に対する報酬制度に関して、当社の業績と株式価値との連動性をより一層強固なものとし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的に、当社の取締役に対し、株式報酬型ストックオプションを新たに導入するものであります。

## 2. ストックオプションとしての新株予約権の具体的内容

### (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1株とする。なお、本議案の決議日（以下、「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

また、上記の他、決議日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びこれらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができるものとします。

なお、当社普通株式300株を、各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数の上限とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に下記新株予約権の総数を乗じた数を上限とします。

### (2) 新株予約権の総数

300個を各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とします。

### (3) 新株予約権の払込金額（発行価額）

新株予約権1個あたりの払込金額（発行価額）は、新株予約権の割当てに際して算定された新株予約権の公正価額を基準として当社取締役会で定める額とします。

また、割当てを受ける者が、金銭による払込みに代えて、当社に対して有する報酬債権と新株予約権の払込債務とを相殺します。

### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。

### (5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から30年以内の範囲で、当社取締役会で定める期間とします。



## 株主総会会場ご案内図

会 場：埼玉県さいたま市中央区新都心三丁目2番

ラフレさいたま 5F 桃 2番

TEL：048-601-1111



J R 京浜東北線・宇都宮線・高崎線「さいたま新都心駅」下車 徒歩約7分

J R 埼京線「北与野駅」下車 徒歩約10分

※東北・上越新幹線ご利用の方は「大宮駅」でお乗り換えください。